

# 被扶養者「認定」に係る添付書類一覧表

※ 申請状況によっては、下記以外の添付書類を必要とする場合があります。

※ 「続柄要件 及び 収入要件」それぞれの事由に該当するすべての添付書類を提出してください。

[○は必須・△の該当者のみ]

認定事由 添付書類		続柄要件								収入要件 (*1)											備考					
		子				配 偶 者	父 母	孫	その他	稼働能力のない者	無職無収入の者	退職者 (雇用保険)					傷病手当金受給者	給与収入がある者	年金			事業収入がある者	不動産・利子配当			
		出生	親権移動・養子縁組	高校以下	高卒以上							受給なし	申請中	受給中	受給終了	受給延長			受給中の者	未決定の者 (*3)						
続柄要件	1 扶養実態の申立書	○	○	○	○	○	○	○	○	認定時は全て必要																
	2 世帯全員同居の場合の住民票	△	○	△	△	△	△	○	○	△ 扶養手当の支給がない場合 △ 内縁関係の場合 △ 「同一世帯に属する」ことが必須要件の場合 (義父母等)											発行から3ヶ月以内のもの					
	別居の場合	○	○	○	○	○	○	○	○	※扶養手当の支給があり、国内の大学等に在学する子は不要 ※扶養手当の支給があり、勤務形態 (単身赴任) により、一時的に別居を余儀なくされる配偶者及び子は不要																
	3 別居者への生計援助確認書類 <扶-21参照>	○	○	○	○	○	○	○	○																	
	4 戸籍謄本	△	○	△	△	△	△	△	△	△ 扶養手当の支給がない場合 △ 続柄の確認が必要な場合 (氏が相違する場合、婚姻等) △ 他に扶養者がいないことの確認が必要な場合 (ひとり親等)																
	5 誕生日がわかるもの	○								出生届・出生証明書の写し、母子手帳 (市町村長の証明を受けた「出生届出済証明」欄のページ)の写し、住民票、戸籍謄本																
	6 在学証明書		△		△	△				△高校卒業以上の学生の場合 (書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付)																
	7 組合員および配偶者の収入額が分かる書類	△	△	△	△		△			△子にかかる扶養手当の受給がないときに、夫婦双方の年間収入を確認できる書類 (扶-21参照) △義父母の場合は、夫婦双方の年間収入が確認できる書類																
	8 国民年金第3号届					△				△20歳以上60歳未満の配偶者の場合 (組合員が65歳以上の場合は提出不要)																
9 外国籍被扶養者の氏名表記登録申請書	△	△	△	△	△	△	△	△	△外国籍の方など																	
(*1) 収入要件 (学生以下は不要)	10 被扶養者収入報告書 (*2)									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	出生の子以外は必須	
	11 所得証明書									○	○													○	○	発行から3ヶ月以内のもの
	12 障害者手帳の写 または 医師の診断書									○																就労不能がわかるもの
	13 退職日がわかる書類(資格喪失証明書等)											○														
	14 雇用保険：受給資格者証の写												○	○	○											第1面～最終面まで
	15 雇用保険：受給期間延長通知書の写															○										受給期間を延長した場合
	16 傷病手当金支給明細書の写 (日額・支給期間等のわかるもの)																○									
	17 給与収入に係る年間収入推計額明細書																	○								勤務先の証明が必要
	18 年金振込通知書の写、年金改定通知書の写、年金証書の写等、最新の年金額のわかるもの																		○							源泉徴収票は不可
	19 年金の試算額がわかるもの (制度共同年金見込額照会回答票等) (*3)																			○						各種年金の請求窓口 に交付依頼が必要
20 確定申告書の写 及び 収支内訳書の写																							○	○	最新年のもの	
21 廃業届の写 (事業を廃業・移譲したとき)																							○		廃業により申告する場合	
22 契約書の写など (収入額のわかるもの)																								○		

(\*1) 18歳未満の者、学校教育法第一条に規定する学校の学生は、収入要件の書類は必要ありません。

ただし、学生のうち定時制・通信制・夜間の学生は、収入要件の書類が必要です。

(\*2) 父母等の夫婦の場合、夫婦相互扶助が前提ですので、一方のみを認定する場合でも双方の収入のわかるものを添付してください。

(\*3) 年金の受給権が近く発生する場合や退職改定が行われる場合は年金証書や改定通知の発行に時間がかかるため、試算額のわかるもの(制度共同年金見込額照会回答票等)を年金事務所等で取得し提出してください。